

# 【お知らせ（必ずお読みください）】

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー）施行にともなう 本人確認書類について（平成28年1月以降に申請する場合）

徳島市障害福祉課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が施行され、社会保障分野においても、平成28年1月から行政手続で個人番号の利用が開始されます。これにともない、番号法第16条により、本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認（個人番号確認と身元確認）が義務付けられていることから、障害福祉サービス等の申請時に本人確認が必要となります。

つきましては、平成28年1月以降に申請手続を行う際は、下記の書類が必要となりますので、申請の際は必ず持参してください（障害児の場合は、申請者である保護者本人の下記の書類とともに、対象児童の書類も必要です）。

なお、今後、国等から、申請時における番号確認等の具体的な取り扱いが示された場合には、この限りではありませんのでご了承ください。

### ◆ [本人が手続を行う場合] 本人確認（番号確認と身元確認）に必要な書類

【番号確認と身元確認両方可能なもの】	
・個人番号カード（顔写真付きICカード）	※交付には申請が必要です

【番号確認のみ可能で、身元確認のために確認書類が必要なもの】	
番号確認書類 (右記のいずれか)	・通知カード（平成27年10月以降に書留郵便で届いた紙のカード） ・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
身元確認書類	次のものは、 <u>いずれか1点提示が必要</u> (官公署発行の顔写真つき証明) ・障害者手帳（身体障害者・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳） ・運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） ・旅券（パスポート）・在留カード又は特別永住者証明書 ・国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き証明書 等
	次のものであれば、 <u>いずれか2点提示が必要</u> ・障害福祉サービス受給者証・通所受給者証・地域生活支援事業受給者証・自立支援医療受給者証・重度心身障害者医療費受給者証 ・国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 等

(注) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出が必要です

(裏面もご覧ください)

◆ 【代理人が手続を行う場合】 本人確認（番号確認と身元確認）に必要な書類

下記のそれぞれの項目ごとにいずれか1点ずつ必要です。		
代理権の確認	代理人の身元の確認	本人の番号確認
<b>後見人等法定代理人の場合</b> ・ 戸籍謄本 ・ 登記事項証明書等	以下の代理人の書類 ・ 個人番号カード ・ 運転免許証、運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 障害者手帳 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き証明書等	・ 本人の個人番号カード又はその写し ・ 本人の通知カード又はその写し ・ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し
<b>家族、その他の任意代理人の場合</b> ・ 委任状又は本人との関係がわかる書類等 ・ 本人に限り所持している書類等（表面 [本人が手続を行う場合] の表中に記載している書類）の提示等		

(注) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出が必要です

■ 社会保障・税番号制度に関するお問い合わせ

社会保障・税番号制度についてのご不明点、詳しい情報を知りたい方は、内閣府設置の「マイナンバー総合フリーダイヤル」まで、お問い合わせください。

0120-95-0178（無料）

- ・ 平日 9：30～22：00
- ・ 土日祝 9：30～17：30

（年末年始12月29日～1月3日を除く）

※注 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

（このお知らせに関するお問い合わせ先）

徳島市役所 障害福祉課 障害者支援係

電 話 (088) 621-5171

FAX (088) 621-5300